

7. 景観計画における景観形成スキームの考え方

(1) 本区域における基本的な考え方

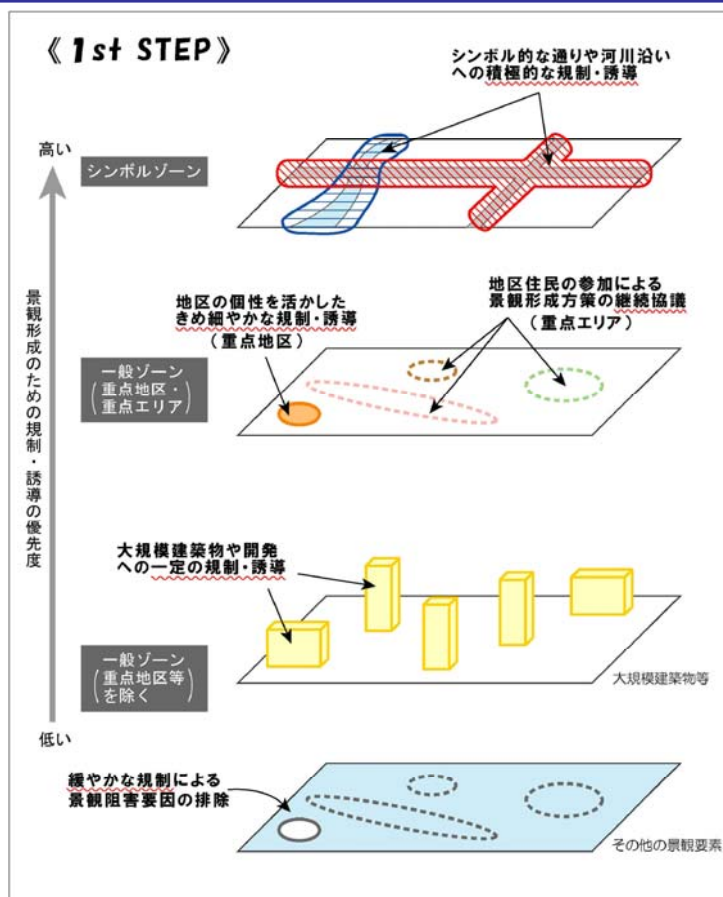
本景観計画は、宇部市の中心部の景観形成における第1ステップと位置づけ、宇部市の顔となる景観の創出を積極的に展開していくことに重点を置くとともに、景観形成に影響が大きな建築・開発行為に対する適切なコントロールを実施し、中心市街地の景観の保全・形成を図ることとします。また、地区レベルでのきめ細やかな景観形成については、地区の景観・住環境等の点検や地区の個性を活かしたまちづくりのあり方について、住民参加による継続的な協議を行い、意識の共有と地域景観を保全・形成のためのルールの検討等を行い、熟度に応じて景観計画への反映（＝見直し）や都市計画との連携（地区計画・景観地区の指定等）を図っていくこととします。

(2) 段階別の景観形成スキーム

第1ステップ ～ 景観形成の導入 ～

中心部の景観形成の目標・基本方針を掲げ、一体的な景観形成への行政・住民・事業者間における意識の共有を図るとともに、段階的な規制・誘導方策の導入を開始する。

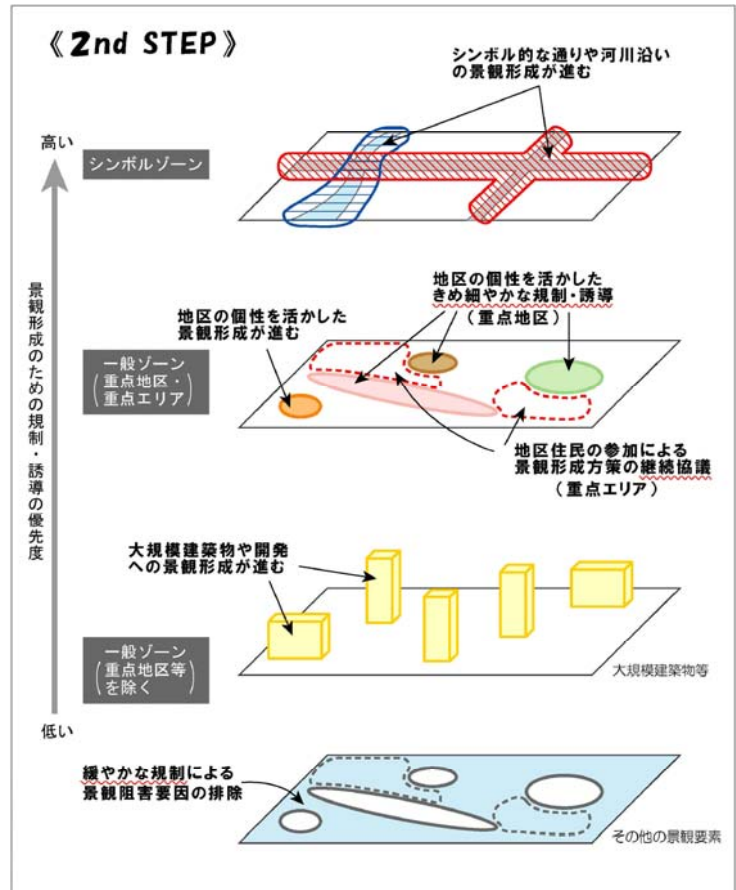
シンボルゾーン	景観形成の骨格を担うシンボリックな通りや河川沿い等の地区をシンボルゾーンに位置づけ、積極的規制・誘導方策を導入する。
一般ゾーン	重点地区 地区住民の合意に基づき、地区の個性を活かしたきめ細やかな規制・誘導方策を導入する。
	重点エリア 地区住民の参加により景観形成のための方策についての継続的な協議を行う。
上記を除く全域	景観に影響の大きな大規模建築物等や屋外広告物等に対して、市街地環境の向上のための一定の規制・誘導方策を導入する。景観阻害を防止するため、緩やかな規制方策を導入し、景観のコントロールを開始する。



第2ステップ ～ きめ細やかな景観の形成 ～

基本方針に基づき、目標実現に向け、住民とともにきめ細やかな景観形成を進める

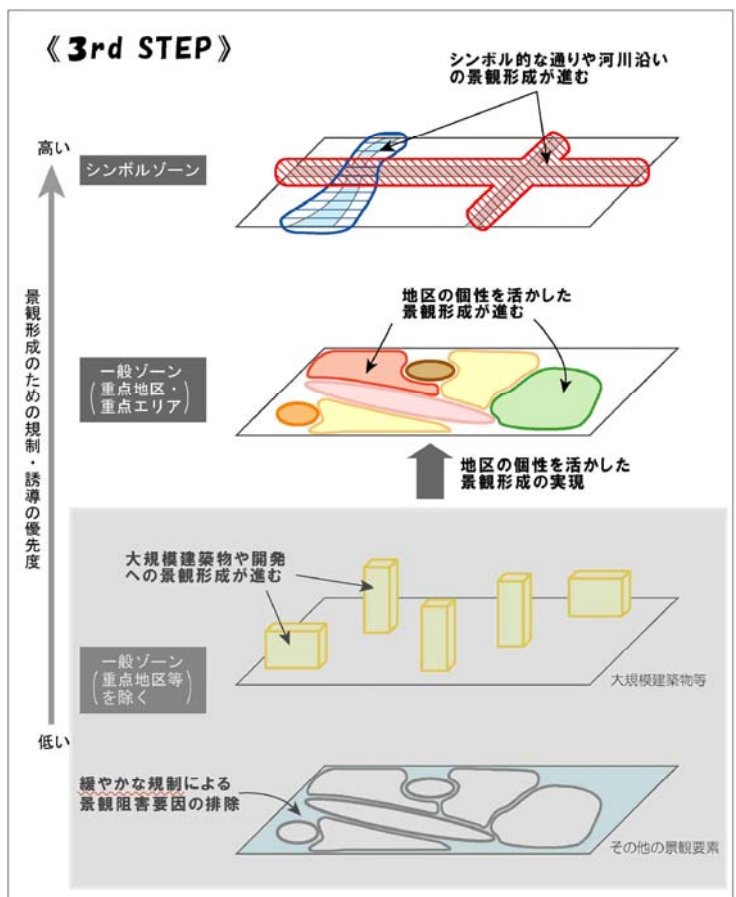
シンボルゾーン		中心部の顔となる景観の形成が進められる。
一般ゾーン	重点地区	地区の特性を活かしたきめ細やかな景観形成が進められる。
	重点エリア	シンボルゾーンや先行した重点地区をふまえ、周辺の新たな地区における住民参加による継続的な協議が展開される。
	上記を除く全域	景観阻害が防止され、景観への一定の配慮がなされた市街地景観が形成される。 (順次、一般ゾーン各地において、重点エリアでの協議が拡大していく)



第3ステップ ～ 一体的な景観の形成 ～

基本方針に基づきながらも、骨格となるシンボルゾーンの景観が形成されるとともに、それぞれの地区の特性に応じたきめ細やかな景観形成が進むことにより、市民の景観への意識も高まり、中心部における景観形成の目標が実現される。

シンボルゾーン		シンボルゾーン、重点地区において、地区の特性を活かしたきめ細やかな景観形成が進められる。
一般ゾーン	重点地区	
	重点エリア	
	上記を除く全域	<p>目標として掲げられた「賑わいと潤いが調和し、宇部の顔となる“緑の生活都心”景観の形成」が実現される</p>



(3) 全市を対象とした景観計画等の検討

中心部における景観計画の策定をふまえ、中心部を宇部市における景観形成のきっかけとして、今後、全市レベルでの景観形成を進めていくための検討を引き続き行っていくことが望ましいと考えます。

そこで、今後、考えられる全市レベルでの景観形成のための具体的な取り組みについて、以下のように進めていくこととします。

全市レベルでの景観形成の取り組み

